

「カード関連規定集」の改定のお知らせ

山陰合同銀行では、生体情報登録サービスの終了に伴い、カード関連規定集を改定し、ごうぎん生体認証規定を削除いたします。下記変更日以降、新规定によりお取扱させていただきます。

なお、新规定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

生体情報登録サービスの終了については、[こちら](#)をご確認ください。

【改定事項】下表のとおり、改定いたします。

※下表では、変更または追加・削除する条項のみ記載しております。

※全条項は、定型約款として当行ホームページ上「定型約款・規定集」に掲載しております。

カード関連規定集(新旧対比表)

改定前	改定後
<p>ごうぎん生体認証規定</p> <p>1. 生体認証とは</p> <p>(1) 生体認証とは、当行との間の銀行取引について、預金者ご本人であることの確認（以下、「本人確認」といいます。）手段の一つとして用いる認証方式で、ごうぎんカード規定、ならびにごうぎん IC キャッシュカード特約に定める IC キャッシュカード（以下、「IC カード」といいます。）上の IC チップに当行所定の機器、操作および手続きにより、当行が認めた利用者（以下、「利用者」といいます。）の指静脈パターン（以下、「指静脈情報」といいます。）を記録（以下、IC チップ内に記録した指静脈情報を「生体認証データ」といいます。）し、これを当行所定の機器により当該利用者の指静脈と照合することにより認証を行うものをいいます。なお、生体認証データは、IC チップ内だけに保管し、当行はデータを保有しません。</p> <p>(2) 生体認証データの照合は、当行が必要と認める場合には、お取引の種類や状況に応じて IC カードの暗証番号の入力その他の本人確認の手段と併せて使用するものとします。</p> <p>(3) 生体認証データを使用する当行との間の銀行取引については原則として本規定の第 6 条に定めるところによります。</p> <p>2. 生体認証契約の締結・指静脈情報の登録</p> <p>(1) 生体認証契約の締結にあたっては、あらかじめ IC カードの申込が必要となります。</p> <p>(2) 生体認証契約は利用者が IC カードを持って、当行所定の窓口にて当行所定の書面による届出を行い、当行が届出内容を確認して、当行所定の機器により IC カードの上の IC チップに指静脈情報を登録（以下、「生体情報登録」といいます。）したときから効力が発生します。</p> <p>(3) 生体情報登録は、前項の当行所定の書面による届出時に行うものとします。</p> <p>(4) 生体認証契約の締結および生体情報登録にあたっては、当行所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認ができない場合には、当行は生体認証契約をお断りすることがあります。</p>	(規定削除)

3. 取扱店の範囲

- (1) 指静脈情報の登録、または削除は当行本支店の所定の窓口でお取扱いします。
- (2) 生体認証データの照合は、当行所定の窓口および当行所定の指静脈認証装置付現金自動預入払出兼用機、現金自動支払機（以下、「生体認証付 ATM」といいます。）にてお取扱いをします。

4. 生体認証の対象預金

- (1) 生体認証の対象とすることができる預金口座の種類は、次のとおりです。
 - ①IC カードの発行口座となる普通預金口座（総合口座の普通預金口座、決済用普通預金口座を含みます。）、貯蓄預金口座
 - ②その他の当行所定の基準を満たす預金口座
- (2) 前項の預金口座を生体認証の対象口座として登録することを希望される場合は、当行所定の窓口に当行所定の書面により届出てください。生体認証データの変更、削除の場合も同様とします。

5. 生体情報登録手数料

生体情報登録にあたっては、登録の都度、当行所定の手数料をいただきます。

6. 生体認証の利用範囲

- (1) 生体認証対象口座に関し、生体認証付 ATM で、各種照会、払出し、振込、その他当行所定の取引（以下、かかる取引を「払出し等」といいます。）を行う場合は、生体認証による本人確認を行います。詳細は第 7 条に規定するところによります。
- (2) その他当行が必要と認めた場合は、生体認証による本人確認を行います。

7. 預金の払出し等及び生体認証データの照合

- (1) 生体認証対象口座の預金に関し、生体認証付 ATM で払出し等を行う場合は、当行所定の生体認証付 ATM の画面表示等の操作手順に従って、IC カードを挿入しご利用ください。
- (2) 前項の取引について、生体認証付 ATM により生体認証データの同一性が認定され、かつ、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致が確認できた場合に払出し等を行います。

8. カードの紛失、使用不能、更新時等の手続き

- (1) 生体認証データを登録した IC カードの紛失、毀損等により、新しい IC カードに切り替えた場合（カードの有効期限到来による更新を含みます。）は、すみやかに新しい IC カードに生体情報登録を行ってください。
- (2) 前項の場合において、新しい IC カードに生体情報登録が行われるまでの間は、生体認証付 ATM における第 7 条第 1 項の取引について生体認証データの照合は行わず、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認してお取扱いをします。なお、この場合の払出し等は、生体認証付 ATM 以外の現金自動預入払出兼用機、現金自動支払機によりお取引をされる場合のご利用限度額の範囲内とします。

9. 生体認証付 ATM の障害時の取扱

生体認証付 ATM に設置された生体認証データの照合を行う当行所定の機器等に障害が生じた場合、その他相当の事由のある場合は、生体認証対象口座の預金の払出し等を一時的に中止する場合があります。

10. 代理人

- (1) 預金者本人は生体情報登録を行った IC カードによる払出し等を行うにあたり代理人（本人と生

計を一にする親族 1 名に限りませす。)を届出ることができます。

- (2) 前項の場合、代理人は預金者本人が同席のうえ、預金者本人の IC カードには預金者本人の指静脈情報のみを、代理人の IC カードには代理人の指静脈情報のみを登録する必要があります。代理人が生体情報登録を行った場合には、代理人についても本規定を適用します。
- (3) 当行所定の手続きにより、代理人の指静脈情報を登録した場合、当行は IC カードに登録された代理人の生体認証データとの照合を行います。
- (4) 代理人の行為により、預金者本人に損害が生じた場合は、その損害は預金者本人が負担するものとし、当行は責任を負いません。
- (5) 生体認証による代理人の取引を解約する場合には、預金者本人から当行所定の届出をしてください。

11. 生体認証契約の解約

生体認証契約は以下の場合、解約となります。

- (1) ご本人から生体認証契約の解約の申出があった場合
ご本人から生体認証契約を終了する旨の届出を当行が受け所定の手続きが終了したとき。
- (2) 生体認証対象口座が解約された場合
預金者ご本人からのお申出によるほか、生体認証対象口座が普通預金規定、貯蓄預金規定にもとづき解約された場合を含みます。
- (3) IC カードが利用停止となった場合
本規定、ごうぎんカード規定、およびごうぎん IC キャッシュカード特約により、当行が IC カードの利用を停止した場合は、生体認証契約も解約となります。

12. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当行所定の各種預金規定、ごうぎんカード規定、およびごうぎん IC キャッシュカード特約により取扱います。

以 上

変更日 2021 年 4 月 1 日(木)

以 上